

平成 24 年度予算編成方針について

平成 23 年 11 月 1 日

庄原市長 滝口 季彦

1 本市を取り巻く状況

我が国の経済は、平成 20 年 9 月のリーマンショックに端を発した景気の後退を経て、持ち直し局面にあるなど、わずかながら明るい兆しが見えたものの、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響等により依然として厳しい状況にある。また、国内経済活動の停滞や海外経済の不安定な状況に加え、史上最高値を更新している急激な円高の進行等により、景気が下振れする懸念は依然として存在している。

内閣府が発表した 10 月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。」としている。先行きについては、「サプライチェーン(供給体制)の立て直しや各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。」とし、一方で「電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、回復力の弱っている海外景気が下振れた場合や為替レート・株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在する。」としている。国は、震災からの復旧・復興事業に全力で取り組むとともに、円高への総合的対応策の迅速な実施と平成 23 年度第 3 次補正予算を早期に成立させる必要があり、また、日本銀行に対しては、国との緊密な情報交換・連携の下、適切かつ果敢な金融政策運営によって経済を下支えすることが期待される。

このような状況下において、国は、平成 24 年度予算の歳出の大枠を平成 23 年度当初予算水準の 71 兆円以下とし、新規国債発行額については同 44 兆円を上回らないとする「中期財政フレーム(平成 24 年度～平成 26 年度)」を閣議決定した。これを受け財務省は、人件費などの義務的経費、地方交付税、社会保障費等を除く政策経費について、前年度予算比 10%の削減を求める概算要求基準を示している。

一方、地方財政については、中期財政フレームにおいて、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額は、実質的に平成 23 年度の地方財政計画の水準を下回らないとはしているものの、その一般財源総額は社会保障費の自然増に対応する財源も含めた位置づけであることから、地方財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況である。

2 本市の財政状況

本市は、これまで財政健全化へ向けて、「持続可能な財政運営プラン」や「財政計画」に基づく歳入確保と歳出削減及び「公債費負担適正化計画」に基づく計画的な市債発行を柱とし、全庁を挙げて財政健全化に取り組んできた。

これらにより、財政状況は好転の兆しがみられるものの、保育所・学校などの耐震整備の促進や少子高齢化の進展による社会保障費の増大、景気の低迷や給与所得者の大幅な退職に伴う個人市民税を中心とした市税収入の減少などにより、予断を許さない状況である。

平成22年度普通会計決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が92.1%で、前年度95.2%と比較し大きく改善されたが、これは普通交付税や臨時財政対策債の大幅な増加によるものである。また、財政健全化判断比率となる実質公債費比率は21.3%と依然として高い水準にあるが、公債費負担適正化計画の着実な実行により、対前年度比1.5ポイントの改善が図られた。普通会計における市債の残高は、前年度末と比較し約13億4千万円減少するなど、一定の成果を挙げている。

しかし、長引く景気低迷により、自主財源の根幹をなす平成23年度の税収は、個人市民税を中心に大きく落ち込むことが予想され、底入れが見えない厳しい状況にある。

さらに、依然として公債費負担が重くのしかかる中、扶助費の増加や少子高齢化社会や環境問題への対応、地域経済の活性化など時代の要請に的確に対応するための財政需要が増加を続け、財政収支は逼迫し、その厳しさは今後においても続くものと思われる。

特に、本市の普通交付税の算定は、合併算定替の特例が適用されており、これにより臨時財政対策債を含めると平成23年度で約33億円の増額交付を受けている。しかし、この特例は平成26年度まで適用され、その後5年間は段階的に縮減、平成32年度よりなくなることとなる。このため、この合併算定替による特例期間が終了するまでに、財政構造の転換を図ることが喫緊の課題である。

国を挙げて、東日本大震災の復旧・復興に取り組む必要がある中、また先行きが見えない経済動向の中、本市としては財政の健全化への道筋は、着実に前進してはいるものの、今後見込まれる多額の財政需要や持続可能な行政サービスを提供していくためには、引き続きこれまで取組んできた歳入確保・歳出削減を踏襲し、個々の業務について不断に見直すとともに、合併算定替の終了を見据えた中期的な視点に立った予算を編成しなければならない。

3 平成 24 年度の財政見通し

依然として厳しい経済情勢が続く中、先行き不透明な点もあるが、現行の税財政制度を前提とした平成 24 年度の財政見通しについては、次のとおりである。

総務省の平成 24 年度地方交付税の概算要求では、地方財政収支の仮試算において、「中期財政フレーム」及び「概算要求組替え基準」と歩調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成 23 年度の水準を下回らないよう確保するとしている。

また、地方交付税については、前年度比 1.6%減の 17 兆 886 億円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要となる財源を適切に確保することとしている。

本市における歳入は、平成 23 年度に引き続き普通交付税の減額が予想され、また自主財源である市税の減収見込みにより、一般財源の確保が非常に困難な状況と思われる。

一方、歳出では、当面の最優先課題として、実施計画に計上された各種施策・事業を計画的に推進する。また「庄原の特性」を最大限に発揮するため、庄原市長期総合計画に重点戦略プロジェクトを設定し、「みどりの環」経済戦略ビジョンのもと、戦略的・重点的な取り組みを引き続き進めることとする。

新年度の収支については、今年度以上の市税や地方交付税の減額による財源不足が生じる見通しであり、先般各課から提出された平成 24 年度の予算額調査（対平成 23 年度当初予算一般財源比較）などの収支見込みによると、約 5 億 6 千万円の一般財源の不足が見込まれる。

【歳 入】

《市税収入》

長引く景気低迷により個人市民税が減収。固定資産税や市たばこ税も減収となる見込みである。

《地方譲与税・各種交付金》

地方譲与税及び各種交付金については、今年度予算額とほぼ横ばいとなる見込みである。

《地方交付税》

総務省の概算要求では、出口ベースで平成 23 年度当初予算比 2,848 億円（1.6%）減の総額 17 兆 886 億円となっている。

交付税額は例年通り、税制改正などを踏まえ、総務・財務両省の折衝で最終的に決定される。

本市の平成 23 年度普通交付税の当初予算割合は、地方交付税に対し 95%と見込んでいたが、東日本大震災の復旧・復興のため、94%に据え置かれた。さらに出口ベースで 1.6%の減となるため、平成 24 年度当初予算額は、前年度と比較し、2.6 億円の減額を見込んでいる。

《地方債》

臨時財政対策債については、平成 23 年度当初予算と比較し減額する見込みであるが、投資分にかかる市債発行は、公債費負担適正化計画に基づく市債発行枠の範囲内とし、プライマリーバランスを堅持するとともに、将来的に実質公債費比率が 18.0%を下るよう最大限配慮する。

【歳 出】

《人件費》

職員の新陳代謝により、減額の見込み。

《扶助費》

少子高齢化及び経済状況による雇用調整等を背景に増加する見込み。

《公債費》

「公債費負担適正化計画」に基づく市債の計画的な発行並びに平成 20、21 年度の繰上償還及び無利子資金への借換えにより年々減少傾向にある。

《物件費》

電算システムの更改等が予定されており増加する見込み。

《維持補修費》

施設修繕費や維持補修費が増加する見込み。

《補助費等》

国や県の制度改正等に伴い増加する見込み。

《繰出金》

各会計とも経営健全化計画を策定し、経営改善に努めているところであるが、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業等への特別会計繰出金については扶助費同様に増加する見込み。

《投資的経費》

「財政計画」、「公債費負担適正化計画」に基づく一般財源枠、市債発行枠の範囲内で、「実施計画」に基づく集中と選択による事業推進を行う。

4 予算編成の基本方針

市債の償還や少子高齢化の進展等により、厳しい財政状況が続く中で、市民ニーズを踏まえ自律した財政運営を行うことが求められている。一方、今後、普通交付税における合併算定替の段階的な縮減が行なわれるにあたり、財政規律を早期に確立することは極めて重要である。

平成24年度の予算編成に当たっては、当面現行制度に基づき編成するものとする。しかし、平成23年9月20日閣議決定された「平成24年度予算の概算要求組替え基準」では、「我が国の最優先課題である東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害の速やかな収束並びに震災と世界的な金融経済危機に直面している我が国経済社会の再生に全力を尽くす。」としており、さらには「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴う市町村への権限委譲など、今後、国・地方を通じた税財政全般の見直しによる大幅な制度変更が予想される。事前に情報交換等を行い可能な限りその情報を収集し、的確に予算要求に反映させるほか、個々の業務について、ゼロベース的視点に立ち不断に見直すとともに、今何が真に必要なかを見極めた予算を編成しなければならない。

このため、まずは事務事業を例外なく見直し、経営努力を図り、これまで以上に創意工夫、経常経費の抑制、受益者負担の見直し、課題解決に向けた合理化、施策の優先順位付けの徹底を念頭に置き、歳出削減を通じて真に必要な重点課題に対応する政策経費へ財源の重点配分を行う。

新年度においては、「実施計画」に計上された各種施策・事業を計画的に推進することを最優先で取り組み、併せて重点戦略プロジェクトの推進を図ることとするが、将来世代への持続可能な財政運営を確立するため、引き続き財政健全化への取り組みを積極的に実行する。

そこで、平成24年度予算編成においては、「入るを量りて出ざるを制す」という財政規律の順守を図るとともに、限られた財源を効率的・効果的に活用し徹底的に無駄をなくするため、「各課別一般財源枠配分方式」による予算編成を行なうこととする。

具体的な基本方針は、次に定めるところによる。

1. 平成24年度は「庄原市長期総合計画」に掲げる“げんき”と“やすらぎ”のさとやま文化都市の創造にむけ、その「実施計画」に計上された各種施策・事業を計画的に推進する。

なお、本市の財政状況を十分に認識し、真に必要な施策の「選択と集中」を徹底させ、事業内容の有効性、行政の関与のあり方などについて十分検証したうえで予算を計上するとともに、安易に余裕を見込んだ予算計上を慎み、予算と決算の乖離・縮小に努めた予算とし、通年を見据えた予算とすること。

2. 重点戦略プロジェクト等の推進

- (1) 農業自立振興プロジェクト
- (2) 木質バイオマス活用プロジェクト

- (3) 観光振興・定住促進プロジェクト
- (4) その他政策的経費

なお、(1)～(4)については、単に前年度予算を踏襲するのではなく、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しを行なうなど、徹底したスクラップアンドビルド及びゼロベース的視点に立った予算とすること。

また、新規施策等の要求に当たっては、国・県の補助制度などを十分検討、活用し、財源の確保を行うほか、一般財源の負担軽減を図るとともに、既存事業の徹底した見直しを行い、財源を捻出すること。

3. 財政健全化への取り組み

- (1) 部署ごとの「一般財源総額の枠配分」による予算編成
- (2) 収納率の向上、新たな収入源の模索、行財政運営の効率化等、歳入の確保と徹底した歳出の削減
- (3) 「公債費負担適正化計画」に基づく市債発行額の抑制
- (4) 財政健全化判断比率を踏まえた財政健全化への予算調整

4. 財務会計事務等の適切な執行

庄原市議会決算審査特別委員会において、平成 22 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定にあたり、過年度分の事務処理について、監査委員から指摘のあった事務執行上における幾つかの問題事案に対する再発防止のための適切な措置を早期に講じるよう附帯決議された。

指摘事項や附帯決議を真摯に受け止め、市民の信頼に応えるべく、早期に再発防止と財務会計事務の適正化に取り組むため、次の事項に留意し、今後の予算要求及び財務会計事務等の適切な執行に努めること。

- (1) 法令・条例等に沿った適正かつ迅速な事務処理に努めること。
- (2) 財務会計事務を含めたすべての事務・事業の計画的な執行管理に努めること。
- (3) 財務会計をはじめ、それぞれの事務の公正かつ正確な執行を確保するため、担当者任せにすることなく、組織全体でチェック機能が発揮されるよう努めること。
- (4) 予算の使い切り意識の解消を図ること。

平成 24 年度予算編成要領

1 基本的事項

(1) 各課別一般財源枠配分方式による予算編成

「入るを量りて出ざるを制す」という財政規律を順守するため、平成 24 年度においては、**各課別一般財源枠配分方式**による予算要求を基本とする。

事前に調査した24年度一般財源増減額見込調より、23年度当初予算と比べ一般財源総額の不足額を、**約5億6,000万円と試算**した。

その財源不足を解消するため、全ての一般財源充当事業から人件費、実施計画計上普通建設事業費、災害復旧費などを除いた経費を「各課別一般財源枠」の対象経費とし、それらの経費については枠内での予算要求とする。

経費の区分	各課別一般財源枠 対象経費		同左 対象外経費	
	管理・一般行政経費等	その他	普通建設事業費	特定経費
経費の内容	一般行政事務費 施設維持管理経費 実施計画計上 一般事業 その他のソフト 事業経費 ・ 重プロ ・ 補助、負担金 など	扶助費 特別会計 繰出金	実施計画計上 普通建設事業	職員人件費 公債費 積立金 災害復旧費 諸支出金 予備費
要求の方法	各課へ配分された一般財源枠内で要求		企画課から示される実施計画計上額内で要求	所要見込み額

(2) 「公債費負担適正化計画」の確実な実施

本年度に策定した「公債費負担適正化計画」に基づき、市債発行額の抑制について最大限配慮する。

(3) 新規・拡充事業

新設事業は、市民の期待に応えるべき真に必要な事業とし、必要な財源については、既設事業の徹底した見直し、あるいは廃止により確保すること。スクラップアンドビルド原則を徹底するとともに、サンセット方式の導入により、**必ず終期(原則3年間)を設定すること。**

新規又は制度拡充事業については、**新規・拡充事業表【様式7】を作成のうえ**、歳出予算見積書の積算根拠欄に**(新)又は(拡)と明記**し要求すること。

(4) 投資的経費

原則として投資的経費については企画課から示される実施計画(普通建設事業)に計上

された事業に限り、計上された事業費の範囲内で要求すること。

なお、国・県等財源の確保に努めるとともに単独市費事業は極力抑制すること。

(5) 重点戦略プロジェクト等

農業自立振興プロジェクト事業

木質バイオマス活用プロジェクト

観光振興・定住促進プロジェクト

その他重点政策経費

～ については、重点事業として位置付けるが、単に前年度予算を踏襲するのではなく、ゼロベースから予算を再構築し新たな視点で施策の立案ができる要求とすること。

重点戦略プロジェクト等に該当する場合は、必ず重点施策事業表【様式6】を作成すること。

(6) 国、県補助事業

国、県補助事業については、大幅な制度変更が予想されることから、国・県の予算編成の動向に十分注意すること。特に「広島県事業レビューの結果」については事前に情報交換を行い、制度改正をはじめ最新の情報取得に努め、事業選択を行うこと。

また、単年度の適正な執行可能事業量、市負担額、効果等を総合的に検討し、必要最小限の事業を選定し要求すること。

国、県の補助金の削減・合理化により、廃止・縮減された事業については、市費による肩代わりは行なわないこと。

(7) 他課等に関連する事業

他課等に関連する事業については、事前に十分連絡調整を行い、整合性と効率性を図ること。

(8) 条例、規則、要綱等の整備

予算に伴い新たに条例、規則、要綱等の整備を要するものについては、遺漏のないようにするとともに、予算要求資料として提出すること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税等

一般財源の根幹をなすものであり、経済情勢の推移、国の税制改正及び地方財政計画等の諸状況を勘案の上、情報収集に努めできる限り最新の情報により見積ること。

また、税負担の公平を期すため課税客体の完全補足と収納率の向上に一層努めること。

併せて、保育所負担金、市営住宅使用料あるいは貸付金償還金などの税外収入についても滞納防止、滞納整理の促進など、一層の徴収強化を図ること。

(2) 分担金・負担金・使用料・手数料・財産貸付収入

使用料・手数料については、受益者負担の公平を図る観点から、行政サービスに係る経費、物価の変動等を総合的に勘案し、負担の適正化を図ることとし、適切な見直しを行うこと。

その他の収入についても、受益者負担の導入など財源の見直し、改善に努めること。広告事業については、幅広い分野において積極的な広告掲載を検討し歳入確保を図ること。

(3) 国・県支出金

国・県補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正等を十分に見極めながら、積極的な導入に努めること。

ただし、補助事業といえども安易に対応することなく、その必要性・事業効果・超過負担の状況等を十分に検討すること。

また、補助金の廃止や縮小が行われた場合は、事業そのものも合わせて廃止・縮小することとし、容易な一般財源への振替を行うことのない様、留意すること。

(4) 市債

市債は、「公債費負担適正化計画」に基づき「実施計画」に掲載された事業の**市債発行額以下**とする。借入にあたっては、地方交付税が措置される有利なものを活用すること。

また、交付税措置の無い「一般単独事業債」は借り入れないので安易に財源として見込まないこと。

なお、対象事業・充当率等については財政課と事前に協議の上、的確な見積りを行うこと。

3 歳出に関する事項

重点施策への予算重点配分による事業推進、さらに各部署の自主性・創意工夫を促進するため、別に指示する「各課別一般財源枠配分額」を上限とし要求すること。

なお、23年度のみ単年度事業や終結する事業などについては、一般財源枠の対象外とする。

需用費、役務費等の経常的な経費の積算根拠については、資料により説明するものとし、システムの積算根拠欄への詳細な入力は省略しても良い。

(1) 報酬

各種委員会、審議会の開催回数等については、年間の回数を精査のうえ必要最小限とすることとし嘱託員報酬についても、必要最小限の嘱託員を見積り要求すること。単価については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく要求とすること。

また、対象者には23年度より一時金を支給しているため、要求額に遺漏が無いようにすること。

(2) 人件費(給料、職員手当、共済費)

時間外勤務手当を除く人件費については、総務課人事秘書係で取りまとめて要求する。

ただし、特別会計については担当課において昨年度と同額を仮置きし、繰入、繰出の整理を行なったうえで要求すること。

時間外勤務手当については、コスト意識を持ち、行政事務の簡素効率化を図り、創意工夫のうえ抑制に努めること。

普通建設事業のうち、補助事業については事業費支弁人件費を計上しないこと。

なお、補助対象とならない国土交通省・農林水産省事業については、事務費率の範囲内で市債での対応が可能である。事務費(人件費含む)・事業費(工事費等)を合わせて「実施計画」計上額以内とする。

(3) 賃金

事業執行に係る臨時職員の雇用は、短期間に集中する業務の補助、期間の限定された業務の補助、あるいは職員の育児休暇等の代替措置のみとし、保育士、調理員等を除き原則通年の雇用は認められない。

なお、育児休業など正規職員の補充に係る臨時職員については別途調整するので、要求しないこと。

また、対象者には23年度より一時金を支給しているので、要求額に遺漏が無いようにすること。【単価：資料2参照】

(4) 報償費

委員等会議出席報償については、人数、日数について事業内容を精査し、必要最小限とすること。また、講師等謝礼についても事業効果等を勘案し、最小限の要求とすること。【単価：資料3参照】

(5) 旅費

定例的な大会等への参加については積極的に見直し、日程、人員についても必要最小限度にとどめるとともに、バスチケットや公用車の効率的な活用に努めること。

なお、真に必要な研修等への出席を除き、県外出張については総務課所管の職員研修以外は認めない。

(6) 需用費

消耗品費

法令等追録を要する加除式書籍で、使用頻度の少ないものについては、複数課での使用を検討するとともに、単行本への切り替えも併せて検討すること。

本庁、支所の業務に照らして一本化できるものは集約すること。

経常的に使用する庁用事務用品で、会計課で調達可能な消耗品等については計上しないこと。

燃料費・光熱水費

単に前年実績を踏襲することなく、経費節減に努める要求とすること。

食糧費

真に必要なものに限り、執行基準【資料4】に基づき適正な要求とすること。

印刷製本費

印刷物作成については、できるだけ庁内印刷に努めること。やむを得ず業者発注する場合の単価については、複数業者から見積書を徴して要求すること。

修繕料

施設の状況を十分調査把握し、緊急性、工法等検討のうえ施設の効用を発揮するに必要最小限度の額を要求すること。また同一事業内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

なお、必要に応じて写真、図面、見積書等の資料を添付すること。

単年度事業費が 2,000 千円以上の大規模修繕については、その施設にかかる今後の修繕計画をまとめ、必ず添付すること。【様式：資料 11 参照】

指定管理施設の修繕については、管理者からの協議書を添付すること。

(7) 役務費

通信運搬費

郵便料については、本年度の実績(4月～10月)を参考として所要額を推計し要求すること。電話料については、IP電話の通話実績を踏まえて見積ること。

保険料

建物・車両にかかる保険料は管財課管財係において一括算定し各課に要求額資料を提供するので、平成 23 年度中に異動があったものや平成 24 年度早期に保険加入が必要なものについては、漏れなく管財課管財係に連絡すること。また、要求にあたっては、過大な要求あるいは要求漏れのないようにすること。

建物にかかるものは、一般会計分は管財課管財係で、特別会計分は担当課で要求のこと。車両にかかるものは、事業費対応分については各担当課で要求のこと。

上記以外は総務課で要求のこと。(連絡を十分とって調整のこと)

(8) 委託料

事務事業の委託契約については、過去の例にとらわれることなく、競争原理を導入し、経費の節減・合理化に努めること。特に、随意契約によるものは、契約理由が適切であるかどうか十分検証した上で、経費の見積りを行うこと。

職員対応で処理が可能なものは委託を廃止・削減すること。民間委託により、住民サービスの向上とコスト縮減につながるものは積極的に導入すること。保守点検・清掃・管理業務について継続的委託については、原則2カ年度契約とすることにより経費の節減を図り、極力、市内業者から見積りを徴すること。

また、同種の業務について事業・施設ごとに支出科目が異なることが無いよう、調整して要求すること。

(9) 借上料

借上料

自動車や電算機器等のリースについては、リース期間満了後も使用期間の延長ができないか精査すること。

下水道使用料

単に前年実績を踏襲することなく、経費節減に努める要求とすること。

(10) 原材料費

真に必要なものに限り要求のこと。

(11) 備品購入費

ロッカー、キャビネット等の庁用備品及び公用車については事前に総務課と協議のうえ要求すること。また、カタログの写し等添付するとともに、更新の場合は当初購入年月日を記入すること。

(12) 負担金、補助及び交付金

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査するとともに、既に行政目的が達成されているもの、所期の事業目的を達成できないと判断されるもの、費用に対して効果が薄いと判断されるものは、積極的に整理合理化を図ること。

また、要求に当たっては、次のことを厳守のこと。

「補助金の名称」については、それぞれの補助金交付要綱に記載された「名称」を使用し要求すること。

「平成 23 年度補助金交付事務ハンドブック」の趣旨に沿い要求のこと。

(13) 普通建設事業費

単年度事業費が 1,000 千円以上の事業については、実施計画(普通建設事業)に計上されていない事業は認められない。

また、事業内容についても建設コストの削減に努めること。(過大かつ華美な計画、設計は厳に慎むこと。)

また、用地確保が確実なものについて要求すること。用地交渉の遅れが工事発注の遅れに繋がった案件が見られるため、用地確保が困難と予想される場合は、事業の中止や延期を図るなど慎重な対応をお願いする。

要求に当たっては、事業計画書[資料8]を必ず添付すること。その際には、事業の概要・効果・必要性など記入項目について詳述すること。

平成 24 年度についても、原則「明許繰越」は認められない。

事務費の考え方

普通建設事業の事務費計上は、補助事業については、事業費に事務費率を乗じて得た額を上限とするが、市債による対応であり、真に必要なもののみ限度内で要求すること。また、単独事業については、事業費の 2.75% を上限とする。

なお、**事務費を含んだ市債額を実施計画計上額以内とすること。**

(14) 扶助費

扶助費については、国、県並びに市民の生活環境の動向を注視し、過大見積りとならない

よう計上すること。

特に市単独で行う給付については、給付の実態や効果を十分に調査・検討したものとすること。

(15) 特別会計に関する特記事項

特別会計については、収支均衡を図り、原則として独立採算制を基本とする。

各会計で一般財源(自主財源)が不足する場合、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、収支のバランス確保に努めるとともに、**経営健全化計画を策定した会計については、必ず計画に沿った繰入れ以下に抑えること。**

計画のない会計については、極力基準外の繰入れを抑制した額とすること。

4 その他

(1) 見積書を徴する場合は、点検又は委託料等、継続した内容に係るものにあつては1社見積りとし、新規事業については**原則市内業者2者以上からの見積書を徴すること。なお、要求額は見積り額(又は最低見積り額)の95%**とすること。

(2) 要求書は、財務会計システム入力後の『歳入・歳出予算見積書』によること。

(3) 要求資料等

重点施策事業表 【資料 6】

重点施策について各課(局)でまとめ必ず作成すること。

新規・拡充事業表 【資料 7】

アの重点施策事業表の再掲の場合にあつても作成すること。

事業計画書 【資料 8】

実施計画計上投資的経費については必ず作成すること。

補助金・負担金一覧 【資料 9・10】

別途説明の作成要領に基づき作成すること。

施設修繕計画書 【資料 11】

別途説明の作成要領に基づき作成すること。

その他 適宜説明資料

(4) 要求書の取りまとめは、その要求内容について本庁支所間で調整をとったうえで、本庁担当課で取りまとめ、並び替え等を行ない提出すること。要求書、資料とも「通しのページ番号」を必ず入れること。

(5) 予算流用は真にやむを得ないものに限り、安易な流用申請を行うことなく、配当された予算内での対応に努めること。

また当初予算で要求漏れや計上科目の誤りがない様、適切に要求すること。(流用

元の予算に不足を生じて、補正予算によって追加補正すること(流用戻し)は原則認められない。)

- (6) 24年度当初予算要求では、一般行政経費や施設維持管理経費などは所要額の要求となるので、不測の事態によるものを除き、補正予算による増額は行わない。

5 予算要求書・資料の提出期限・部数

提出期限：別途指示するヒアリングの2日前

なお、ヒアリングは平成23年12月1日(水)から12月28日(水)まで実施する予定

部 数： 7部

なお、毎年度、要求後の差替えや、変更、追加などにより、予算書印刷間際まで混乱を来している。

事前の準備・他課との連携、組織内部での十分な意識統一などに努め、整理したもので要求のこと。